

通所リハビリテーション運営規程

**医療法人社団喜生会
介護老人保健施設 ヒューマンライフ富士**

(目的)

第1条 この規程は、医療法人社団喜生会 介護老人保健施設ヒューマンライフ富士通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の運営管理に必要な事項を定め、要支援又は要介護状態と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通所リハビリテーションを提供することとする。

(運営方針)

第2条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2. 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）事業においては、自らその提供する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(施設の名称及び所在地)

第3条 指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

名 称 介護老人保健施設ヒューマンライフ富士通所リハビリテーション
(介護予防通所リハビリテーション)

所在地 静岡県富士市大淵3901-1

(従業者の職種、員数)

第4条 施設サービスの定数に準じ、必要数の人員を配置する。

医師（管理者）	1名
看護師	4名
理学療法士	3名
作業療法士	2名
介護職員	22名
支援相談員	3名
事務	1名

(職務内容)

第5条 職員の職務内容は、次の通りとする。

- 1 医師は、施設利用者の健康管理及び医療に適切な処置を講ずる。
- 2 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士は、利用者に対する機能訓練の業務を行なう。
- 3 看護職員は、利用者の日常の健康管理を行なう。
- 4 介護職員は、利用者の日常生活の自立補助を行う。
- 5 支援相談員は、利用者に対し相談業務の他、市町村と連携をはかる。
- 6 事務員は、必要な書類作成及び法律に則った書類管理を行う。

(営業日及び営業・利用時間)

第6条 事業所の営業日及び営業・サービス提供時間は、次の通りとする。

① 営業日及び営業時間

営業日：月・火・水・木・金・土・日（但し、12月29日～1月3日は除く。）

営業時間：午前8時00分～午後5時00分

② サービス提供時間：午前9時00分～午後3時30分（送迎時間は含まず）

③ 電話による24時間常時連絡が可能な体制とする。

(利用定員)

第7条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の定員は70名とする。

曜日ごとの定員は、月～金曜日70名、土曜日60名、日曜日50名とする。

(通所リハビリテーションの内容)

第8条 通所リハビリテーションは、医師、理学療法士、作業療法士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション計画及びリハビリテーション実施計画に基づいて、必要なりハビリテーションを行う。

- 2 通所リハビリテーション計画に基づき入浴介助もしくは特別入浴介助の実施
- 3 通所リハビリテーション計画に基づき、個々の疾患、障害に応じた食事を提供する。
- 4 ご自宅と指定通所リハビリテーション事業所間の送迎を実施する。

(介護予防通所リハビリテーションの内容)

第9条 介護予防通所リハビリテーションは、閉じこもり予防のため運動器機能向上、口腔機能向上及び栄養改善を目的とし、利用者本人の同意のもと、医師、理学療法士、作業療法士等のスタッフにより作成される介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて、必要なりハビリテーションを行う。

- 2 介護予防通所リハビリテーション計画に基づき入浴介助もしくは特別入浴介助の実施
- 3 介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、個々の疾患、障害に応じた食事を提供する。
- 4 ご自宅と指定介護予防通所リハビリテーション事業所間の送迎を実施する。

(利用者負担の額)

第10条 利用者負担の額を以下の通りとする。

- (1) 保険給付の自己負担額の支払いを受ける。
- (2) 食費、日用品は別に定める説明事項に基づき支払いを受ける。
- (3) 上記以外の施設内イベントや企画等、実費負担分の支払いを受ける。

(通常の送迎の実施区域)

第11条 通常の事業の受け入れ圏内は、富士市内では、東は富士岡地区、西は松岡地区、南は吉原地区、北は大渕富士本地区を限度とする区域、富士宮市内では、東は杉田地区、西は若の宮地区、南は星山地区、北は下条地区を限度とする区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）事業所利用に当たつての留意事項は以下のとおりとする。

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の利用する食事を摂取いただくこととする。食費は第9条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第8条及び第9条の規定に基づき利用者の身心の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、利用者の状態に即した食事内容を管理・決定できる権限をいただくこととする。

(非常災害対策)

第13条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第8条に規定する防火管理者を設定して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者は事業所管理職員を當て、火元責任者には事業所職員役席者を當てる。
- (2) 始業時・終業時には火災危険防止のため、自主的に点検を行う。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は常に有効に保持するように努める。
- (5) 防火管理者は、職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ①昼間想定防火訓練（消火・通報・避難） 年1回
 - ②夜間想定防火訓練（消火・通報・避難） 年1回
 - ③非常災害設備の使用説明の徹底 隨時
- (6) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(職員の服務規律)

第14条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者や通所者に対しては、その尊厳を重んじ親切丁寧を旨とし、責任を持って接遇すること
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互い協力し合い、能率の向上に努力するように心掛けること。

(職員の質の確保)

第15条 施設職員の質的向上のために、施設内・外・事業所内で研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第16条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団喜生会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第17条 職員は、当施設が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事するものは、年間2回の健康診断を受ければならない。

(衛生管理)

第18条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに、蔓延することができないよう、水周り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。

3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。

4 定期的に鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第19条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行う。

(その他運営に関する重要事項)

第20条 地震等非常災害その他やむ得ない事情の有する場合を除き、定員を超えて利用させない。

2 運営規定の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。

3 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に関連する政省令及び通知並びに本規定に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人社団喜生会介護老人保健施設ヒューマンライフ富士の役員会において定めるものとする。

(市町村との連携)

第21条 通所リハビリテーション事業者は、その運営に当たっては、市町村（特別区を含む）との連携に努めなければならない。

(附則)

この規定は、 平成12年 4月 1日より実施する。

平成15年 4月 1日

平成17年 3月 1日

平成18年10月 1日

平成20年11月20日

平成20年12月26日

平成24年 4月 1日

平成29年 9月 1日